

移住者と連帯する全国ネットワーク & 在日本韓国YMCA共催
連続講座 諸外国の移民政策を学ぶ 第3回

「ドイツの移民政策」

講 師：昔農英明さん（明治大学専任講師）

著書『移民国家ドイツの難民庇護政策』（2014年 慶応大学出版会）／「セキュリティ対策としての移民統合—2000年代におけるドイツの事例」『社会学評論』65(1)2014年

日 時：2017年1月28日（土）17:00～19:00

会 場：在日本韓国YMCA www.ymcajapan.org/ayc/jp/

資料代：500円

- ◆戦後の国土と経済の復興をめざして、近隣諸国から「ガストアルバイター」〔客員労働者〕を受け入れた旧西ドイツは、1973年のオイルショックを契機に受入れを中止しました。
 - ◆しかし、移住労働者のなかには帰国を望まず、ドイツ国内にとどまり、家族を呼寄せると、定住の道を選ぶものも決して少なくありませんでした。
 - ◆1979年、初代外国人問題代表は「外国人労働者とその家族の統合の状態と一層の発展」という覚書を提出し、①ドイツ生まれの移民二世に国籍取得の権利付与、②地方参政権の付与、③就学前、普通教育、職業教育における外国人児童生徒の待遇改善を提案したものの、政策に反映されることはありませんでした。
 - ◆東西欧州の境界に位置するドイツには、「ベルリンの壁」の崩壊、ソ連の解体、旧ユーゴの内戦等によって、東ヨーロッパからも多数の難民が移住してきました。
 - ◆1999年には、従来の血統主義にもとづく国籍法が改正され、これに出生地主義の要素が導入されるようになりました。
 - ◆そして現在、メルケル首相は、ドイツが難民を受け入れる根拠は連邦基本法に規定された人間の尊厳と庇護権であると述べ、難民へのヘイトスピーチや排斥デモを行う人たちを激しく非難し、8月の記者会見では「どのような理由であれ、このようなデモへの参加を呼びかける人たちには従わないように。彼らの心は偏見に満ち、冷たさと憎しみがあるからだ。近づかないように！」と強い口調で訴えました。
- 今、ドイツの移民政策が注目を浴びています。

第4回目 スウェーデンの移民政策 講師：新海 英史さん(名古屋大学)

日時：調整中

会場：在日本韓国YMCA

在日本韓国 YMCA アジア青少年センター

ASIA YOUTH CENTER

住所: 101-0064 東京都千代田区猿樂町(さるがくちょう)2-5-5

JR 水道橋駅徒歩 6 分、御茶ノ水駅徒歩 9 分、地下鉄神保町駅徒歩 7 分

TEL: 03-3233-0611 FAX: 03-3233-0633

